

本号で公布された 法令のあらまし

◇環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日等を定める政令（政令第三八四号）（農林水産省）
環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第一〇八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十八年十二月二十六日とすることとした。

政 令

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日等を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十八年十二月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百八十四号

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日等を定める政令

内閣は、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十八年十二月二十六日とする。

農林水産大臣 山本 有二
経済産業大臣 世耕 弘成
内閣総理大臣 安倍 晋三

省 令

〇総務省令第九十九号

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百二号）の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十二日

総務大臣 山本 早苗

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報提供等に関する省令の一部を改正する省令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

第二十二條の二第四号中「第七條第一項」を「第六條」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条本文に規定する規定の施行の日から施行する。

〇財務省令第八十三号

関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）第一条の四、第八条、第十条及び第十一条において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）の一部を改正する省令の施行に伴い、関税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十二日

財務大臣 麻生 太郎

関税法施行規則の一部を改正する省令

関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。
第一条の四中「同規則第三条第五項第六号二及び第六項」を「同規則第三条第五項第四号中「事項（当該保存義務者が中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第五項（中小企業者の範囲及び用語の定義）に規定する小規模企業者である場合であつて、口に規定する定期的な検査を国税通則法第七十四条の九第三項第二号（納税義務者に対する調査の事前通知等）に規定する税務代理人が行うこととしてしているときは、イに掲げる事項を除く。」とあるのは「事項」と、同項第六号二及び同条第六項」に改め、「個人番号」（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は「イ」を削り、「同法第二条第十五項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項（定義）」に改め、「個人番号又は「イ」を削り、「所在地」とし」を「所在地」とに改める。
第十条の表第三条第五項第二号ロ(3)、第四条第一項第五号及び第三項第一号並びに第八条第一項の項中「第三条第五項第二号ロ(3)」を「第三条第五項第二号ロ(1)」に改め、同項の次に次のように加える。

第三条第五項第四号

事項	事項
<p>企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第五項（中小企業者の範囲及び用語の定義）に規定する小規模企業者である場合であつて、口に規定する定期的な検査を国税通則法第七十四条の九第三項第二号（納税義務者に対する調査の事前通知等）に規定する税務代理人が行うこととしてしているときは、イに掲げる事項を除く。）</p>	<p>事項（当該保存義務者が中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第五項（中小企業者の範囲及び用語の定義）に規定する小規模企業者である場合であつて、口に規定する定期的な検査を国税通則法第七十四条の九第三項第二号（納税義務者に対する調査の事前通知等）に規定する税務代理人が行うこととしてしているときは、イに掲げる事項を除く。）</p>